

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 15 日現在

機関番号：32634

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530477

研究課題名（和文）契約上の支払義務に係る監査人およびアナリストの判断の分析

研究課題名（英文）Analysis on judgments of auditors and analysts relating to contractual obligations

研究代表者

菱山 淳 (HISHIYAMA JUN)

専修大学・商学部・教授

研究者番号：00279598

研究成果の概要（和文）：

契約によって支払義務を負っていないながらも会計基準が十分に整備されていないことや、会計処理選択権が行使されることなどを原因にして、会計情報が財務諸表の本体に計上されず、脚注に開示される場合がある。情報が財務諸表に認識されたり、または脚注に開示されたりするという代替的な会計処理方法は、監査人やアナリストなどの情報利用者の各種の判断に影響を及ぼす可能性があるため、これを排して会計基準を整備する必要がある。

研究成果の概要（英文）：

Accounting information relating to contractual obligations is presented on the financial statements or in the footnote because of permission of alternative accounting treatments and no strict rules for accounting for them. We examined the necessity for moving several items from footnote to on the financial statements to figure out financial risks correctly and also the necessity of single accounting treatment relating to obligations arising from contracts.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2010 年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2011 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経営学・会計学

キーワード：財務会計、国際会計

1. 研究開始当初の背景

本研究は、特定の会計情報が経営者の選択的会計行動によって脚注情報として開示される場合に、アナリスト予測や監査判断にどのような影響が生じるかという点につき検討を行うことを意図して開始された。たとえ

ば、解約不能リース契約に係る支払義務のように、会計上の負債の定義を満たすだけでなく法的な支払義務を有する項目であるにもかかわらず、会計基準を利用した経営者の選択的会計行動により、貸借対照表に計上されることなく、脚注情報として開示される項

目がある。こうした会計情報が、負債として認識されていない状況については、非専門的な投資家のみならず、会計監査人やアナリストなどの専門的分析者の判断をも誤らしめる恐れがある。本研究の狙いは、「認識」と「開示」という会計処理の相違がもたらす財務諸表数値に対するアナリスト予測や監査判断への影響の重要性に着目し、それらの検討を通じて、契約上の支払義務にかかる会計基準の設定に向けて理論的根拠を提示することにある。

2. 研究の目的

本研究の主たる目的は次のとおりである。

(1) 本来貸借対照表に計上されるべき項目が、会計基準を利用した会計行動により脚注開示された場合に、その経営者行動が監査人の判断およびアナリスト予測に与える影響につき理論的に検討する。

(2) 貸借対照表に計上されるべき性質を有しながら、脚注に開示されている項目のうち、とくに、負債としての定義および認識基準を満たしながらも脚注に開示され続けている状況を精査し、会計学の理論的見地から改善策を提案する。

(3) 認識と開示に係るこれまでの実証研究の成果によれば、財務諸表本体に計上されることと脚注開示されることに情報量としての差異がないことが指摘されていた。しかし、近年の実験研究の成果によれば、会計情報が開示される位置が財務諸表の利用者に異なる影響を与えることが明らかとなってきた。情報位置の差異により、情報内容に差異があるとすれば、それは単なる会計処理の差を超え、会計基準の内容にかかわる問題となる。この点を理論的に検討することにより、企業情報の適切な開示および透明性の強化を一層推進するあるべき情報開示の在り方を提示する。

(4) 脚注に開示されている契約上の支払義務の会計処理に焦点を当てながら、会計処理の相違がもたらす監査人の判断およびアナリストの予測に及ぼす影響を検証し、契約上の支払義務の開示方法に関する現行会計処理に内在する問題点を理論的に指摘することで、会計基準の改善に向けた提言を行う。

3. 研究の方法

(1) 制度研究

契約上の支払義務の認識・開示に係る制度上の扱いを確認し、あわせて開示データ収集し実務の状況を確認する。

(2) 理論研究

契約上の支払義務の認識・開示に係る監査判断および意思決定上の判断に関して、文献研究を通して、問題点を把握し、あるべき制度の検討を行う。

(3) インタビュー調査

制度研究と理論研究での成果をもとにして、インタビューを実施する。

4. 研究成果

(1) 本研究の第一年度においては、研究上の出発点として、米国会計基準および国際会計基準のもとでのリース契約やテイクオアペイ契約など、契約上の支払義務に係る負債項目の制度化の状況、および近い将来において予定されている制度化の状況について調査した。また、実際の財務データの収集を行い開示される財務情報の分析を実施した。さらに、その会計処理に関する理論研究を行った。これら契約上の支払義務の会計問題の検討に加え、退職給付や公正価値など、オンバランス化の拡大をもたらす近年の会計基準設定の動向を調査した。

これらの調査にもとづき、認識項目と開示項目とに関して、①会計基準を利用した経営者の選択的会計行動により貸借対照表に計上されることなく脚注情報として開示される項目があること、②会計基準が十分に整備されていないために認識と開示とに分類される項目があること、および③貸借対照表には該当する項目のみ記載され金額は注記によって開示されるという、特殊な開示項目（ゼロ認識債務）があることを抽出し、あるべき情報開示の在り方を検討するための分析作業を行った。

(2) 本研究の第二年度においては、3年間の研究期間の中で、調査・分析研究を行う期間となる。具体的には、第一に、契約上の支払義務に係る会計情報に関して、①債務の種類に基づく理論分析（認識債務間と開示債務間で意思決定に異なる影響を与えるものの分析）、②個別債務項目の理論分析（リース債務、年金債務、ゼロ認識債務項目の意思決定に与える影響に係る理論分析）を実施した。第二に、これを基礎としながら、中でもリース契約にフォーカスして、情報開示の在り方が脚注開示から財務諸表本体での認識へと変更が行われる場合の理論分析を行った。とくに、①本体計上の過程において、これまで認識の対象となっていない解約可能債務の計上が行われる点、②未履行契約に分類される債務の認識が行われる点、③このことにより、認識と開示とで各種判断に異なる影響が出ること

が予想される点が明らかとなった。第三に、前年に引き続き、リース会計、退職給付会計、公正価値会計などこれまで開示のみであった項目を認識の対象とするよう検討されている制度改正の動向を調査するとともに、日本、米国、ドイツにおいて制度改正に関してどのような理論分析が行われているか調査・検討した。また、これらに加え、会計処理方法の実態調査を継続して行い、財務諸表本体の計上に係る事例研究とデータ収集を実施した。第四に、とくに国際会計基準の適用国の研究者との意見交換を行うために、次年度の研究活動に必要な協力者を探し、研究協力を要請する作業を行った。

(3) 本研究の第三年度は、3年間の研究期間の中で、調査・分析研究を行うとともに、これまでの研究結果を分析し、本研究課題の解明を行う期間となる。本年度は、前年に引き続き、当初の研究計画を研究の進捗状況に従い修正しながら、これまでの制度研究と理論研究を基にして、契約上の支払義務に係るありうべき会計処理・会計基準について提案作業を行った。第三年度の研究にあたり、海外の研究者が財務諸表分析上、契約上の支払義務の会計処理について、どのような判断を下しているか調査した。この点に関して、国際会計基準の適用が進むオーストラリア・ニューサウスウェールズ大学 (UNSW) の研究者の協力を得て、インタビュー調査および意見交換を行い、問題点を共有するとともに知見を得ることができた。

本研究の3年間の活動をとおして分析した点は次の諸点である。

①会計基準の未整備、会計処理選択権の行使、およびゼロ認識などに起因して、会計情報が財務諸表の本体に認識されない場合があること。

②これらの点に関して、従来の実証研究の成果によれば、情報が財務諸表に認識されようと、脚注で開示されようと、情報の有用性に差異はないと考えられてきていること。

③その一方で、実験経済学の成果によれば、開示される場所、すなわち information location に重要な意味があり、開示と認識で情報の有用性の点で差異があると考えていること。

④脚注情報に対する監査人の判断において、財務諸表本体に認識されている情報と比較して、脚注情報に対する相対的な注意の欠如から、脚注情報に虚偽表示が含まれる可能性があること。

⑤脚注情報に虚偽記載が存在する可能性がある点、および脚注情報に対する会計処理の厳格なルールが存在しない点で、財務上のリスクを把握するために会計情報を利用す

るアナリストの的確な判断に影響を与える可能性があること。つまり、監査人が財務諸表本体に計上された情報よりも脚注情報をあまり重視しないことをアナリストが知った上で企業価値評価を行う場合には、通常よりも多くの債務を推定するような資本化推定計算を行い、知らない場合には、債務が実際よりも少なく推定計算される可能性があること。

⑥会計基準整備の現状を確認しても、リース契約や退職給付契約のもとで生じる契約上の債務の認識範囲を拡大する改訂作業が行われていること。また、公正価値の適用範囲の拡大などの点でも、脚注情報から財務諸表本体への計上を拡大する傾向が見てとれること。

⑦市場での価値関連性を重視するマーケットベースの会計基準研究において、開示と認識とで情報に差異はなく、開示から認識へという動きを積極的に評価しないという考えが定着している中においても、個人の判断を考慮するミクロベースでの会計基準研究が重視されている点、ミクロベースの会計研究では開示と認識間で情報に差異があり会計処理によってはミスリードが起きる可能性が指摘されている点、近年の会計基準設定活動が認識項目を拡大する傾向にある点、会計基準設定にあたり会計処理選択権が削減され会計処理が統一化されつつある点、会計基準設定にあたり概念フレームワークが重視され、資産概念・負債概念と会計処理との整合性が重視される点などを考慮すると、近年会計基準の設定にあたっては、起こりうる個人の判断ミス会計基準ができうる限り防ごうとする暗示的な合意が期待されていると見ることができるとのこと。

⑧これらを総合すると、契約上の支払義務であり会計学上の負債概念を満たしながらも脚注で開示されている項目に関しては選択的な会計処理を排し、財務諸表本体において認識を行う会計基準を整備する必要があること。そのことにより、各種の意思決定の判断ミスを防ぐ効果が期待されること。

(4) 現時点で公表されている主たる研究成果は以下5に示すとおりである。2009年度より開始した本研究は2011年度をもって終了するが、研究代表者と研究分担者間の研究体制は継続して維持し、研究期間中に蓄積したデータを共同で整理・分析し、また今後一定期間検討を加えた後に、研究成果を別途公表する予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計9件)

- ① 佐藤信彦、財務会計概念フレームワークの再検討—その会計基準開発上の役割と強制力を中心にして—、会計、査読無、181巻4号、2012、pp. 1-15.
- ② 菱山淳、リース取引の認識対象に係る二つの系譜—「物」の計上と「権利」の計上—、専修商学論集、査読無、94号、2012、pp. 109-119.
- ③ 菱山淳、リース会計における未履行契約認識ルールの展開、産業経理、査読無、70巻2号、2011、pp. 109-119.
- ④ 佐藤信彦、環境関連負債に関する企業の会計行動、経営行動研究年報、査読無、20号、2011、pp. 3-8.
- ⑤ 菱山淳、リース会計「公開草案」における使用権モデルの会計処理、会計学研究、査読無、37号、2011、pp. 21-45.
- ⑥ 佐藤信彦、IASB『リース会計基準公開草案』の論点と分析、産業経理、査読無、70巻4号、2011、pp. 43-53.
- ⑦ 小澤康裕、プロトコル法を用いた証券アナリストの判断研究、立教経済学研究、査読無、65巻1号、2011、pp. 115-121.
- ⑧ 菱山淳、リース契約の認識に関する使用権モデルの特質、会計、査読無、176巻6号、2009、pp. 55-67.
- ⑨ 佐藤信彦、解約可能リース取引におけるリース料支払義務の負債性、企業会計、査読無、62巻1号、2009、pp. 97-100.

[学会発表] (計2件)

- ① 菱山淳、リース会計基準の変遷と簿記、日本簿記学会、2011年6月25日、帝京大学
- ② 佐藤信彦、会計基準と企業の会計行動—環境関連負債に関連して—、経営行動研究学会第20回全国大会、2010年8月6日、早稲田大学

[図書] (計1件)

- ① 佐藤信彦、他、リース会計の論理、税務経理協会、2009、251.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

菱山淳 (HISHIYAMA JUN)

専修大学・商学部・教授

研究者番号：00279598

(2) 研究分担者

佐藤信彦 (SATOU NOBUHIKO)

明治大学・会計専門職研究科・教授

研究者番号：20225981

小澤康裕 (OZAWA MICHIIHIRO)

立教大学・経済学部・准教授

研究者番号：50362819

(3) 連携研究者

なし

(4) 研究協力者

Malcolm Miller

Associate Professor, Associate Head of School, Australian School of Business, University of New South Wales.

Jeff Coulton

Senior Lecturer, Australian School of Business, University of New South Wales.

Leon Wong

Lecturer, Australian School of Business, University of New South Wales.